

# 東方1・2区 規約

## (目的)

第1条 本区は、区民相互の親睦と融和を密にし、行政との連携調整を図り、併せて福祉の向上と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (名称・事務所)

第2条 本区は、東方1・2区と称し、事務所を区長宅に置く。

## (事業)

第3条 本区は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 区民の文化活動及び健康増進並に福祉向上に関する事。
2. 区民の生活環境の向上に関する事。
3. 自主防災組織を編成し、区民の防災意識を高め、安心・安全な生活を確保する事。
4. 行政と区民との連絡協調に関する事。
5. その他、本区の目的達成に必要な事。

## (組織・対象者)

第4条 本区は、東方1・2区に居住する区民をもって組織し、対象者は東方1・2区(組)に加入した者とする。ただし、未加入者に対しては、加入を促進する。

## (役員)

第5条 本区の運営のため、次の役員を置く。

区長	各区1名
書記会計	各区1名
顧問	各区1名
監事	各区2名
東方自治会長	1名

ただし、各区に副区長を置くことができる。

## (区長の選出)

第6条 区長の選出は、次のとおり定める。

1. 区長は、選挙によって選出する
2. 選挙の告示は、任期満了2ヶ月前とし、立候補の受付は2月24日から2月28日(正午)までとする。
3. 選挙は、各区会において実施する。その場合、投票権は各組長にあり、組長は組内の意見を取りまとめるものとする。
4. 立候補者は、推薦者1名を候補者届に明記の上、届け出るものとする。ただし、推薦者1名を届け出ることができない場合はその限るではない。

5. 立候補者が1名の場合は、立候補締め切りの翌日をもって自動的に当選人として、区会の承認を得るものとする。
6. 区長は、市議会議員の職を兼ねることはできない。

#### (選挙管理委員会の設置)

第7条 前条の選挙を行うため選挙管理委員会（以下〔委員会〕という。）を設置する。

2. 区会で、委員3名を選出し、委員会は互選により正・副委員長を選出する。
3. 委員長は、委員会を統括し代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときには、その職務を代行する。
4. 委員長は、第6条第2項に基づき、区長選出の告示を行う。候補者は、文書により立候補届を立候補締め切り日までに委員長に届けるものとし、委員長はこれを受理し、区民に周知させるものとする。
5. 立候補者が複数の場合は、委員会は、区会で立候補者による討論会を実施し選出する。
6. 立候補の届け出がない場合は、委員会と役員が選考委員となり、推薦者を選考し区会の承認を求める。
7. 委員会は、選挙に伴う一切の事務を行い、これに要する経費は、区の経費をもって充てる。

#### (区長以外の役員の選出)

第8条 区長以外の役員の選出は、次のとおりとする。

2. 副区長・書記会計・顧問・監事は、区長の推薦により各区会の承認を得て決定する。
3. 東方区自治会長（研修館長）については、1区・2区の区長が推薦し、区会の承認を求める。

#### (役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2. 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

2. 区長は、区を代表し区の運営について統括する。
3. 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
4. 書記会計は、会議の記録と庶務会計に従事する。
5. 顧問は、会議に出席し、区の重要事項について、意見を述べるができる。
6. 監事は、区の会計監査に当たり、適正な処理がなされているか等について、その結果を区会に報告する。
7. 東方区自治会長（研修館長）は、館の運営、行政等の指導を受け、区民の文化交流を積極的に行う。

(会 議)

第 11 条 区の会議は、区会及び役員会とする。

2. 区会は、各組から選出された組長をもって構成し、区の最高決議機関として毎年4月中に区長が招集する。ただし、組長が出席できないときは、その組の代理人を認める。
3. 区会は、予算及び決算その他重要事項を審議する。ただし、区長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。
4. 役員会は、役員《顧問・監事・東方自治会長（研修館長）を除く。》をもって構成し必要に応じて招集し、予算及び決算の審議・授業計画の作成・その他区会の重要事項について協議する。区長が必要と認めたときは、顧問・監事・東方自治会長（研修館長）を含む拡大役員会を開くことができる。
5. 区の会議は、構成員の二分の一以上の出席者をもって開き、出席者の過半数をもって決定する。

(経 費)

第 12 条 区の経費は、区費及びその他の収入をもって賄い、区会で予算を計上して執行する。ただし、消防団員世帯は、消防費は免除する。

2. 区費は、前期および後期の2回に分けて納入するものとする。
3. 区は、区会の決定を得て特別会計及びその他必要な基金を設けることができる。
4. 役員報酬および負担金については、別紙役員報酬等規定による。

(会 計)

第 11 条 区の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 会計は、一般会計及び特別会計ならびにリサイクル会計を設ける。

(区有財産について)

第 13 条 区有財産は、「土地・建物」と「特別資金」とする。

2. 土地・建物は、財産台帳を整備し、処分または変更等するときは、事前にその内容を区会に報告し承認を得ること。又、区会に結果報告をし、承認を得ることとする。
3. 特別資金は、別途会計（特別会計）とし、支出にあたっては、事前に区会に計画等を報告し承認を得るとともに、予算・決算について、区会の承認を得ることとする。

(規約の改廃)

第 14 条 本規約の改廃については、区会において組長の三分の二以上の出席者により、その過半数をもって決定する。

附則 この規約は、平成22年12月12日から施行する。

附則 この規約は、平成24年 4月15日から施行する。

附則 この規約は、平成30年 4月22日から施行する。